別添３　　重大事態対応流れ図　　（丹波市立青垣小学校）

重大事態の発生

ア　いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
・児童が自殺を企図した場合　・身体に重大な傷害を負った場合　・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合　等

イ　いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間（目安として年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
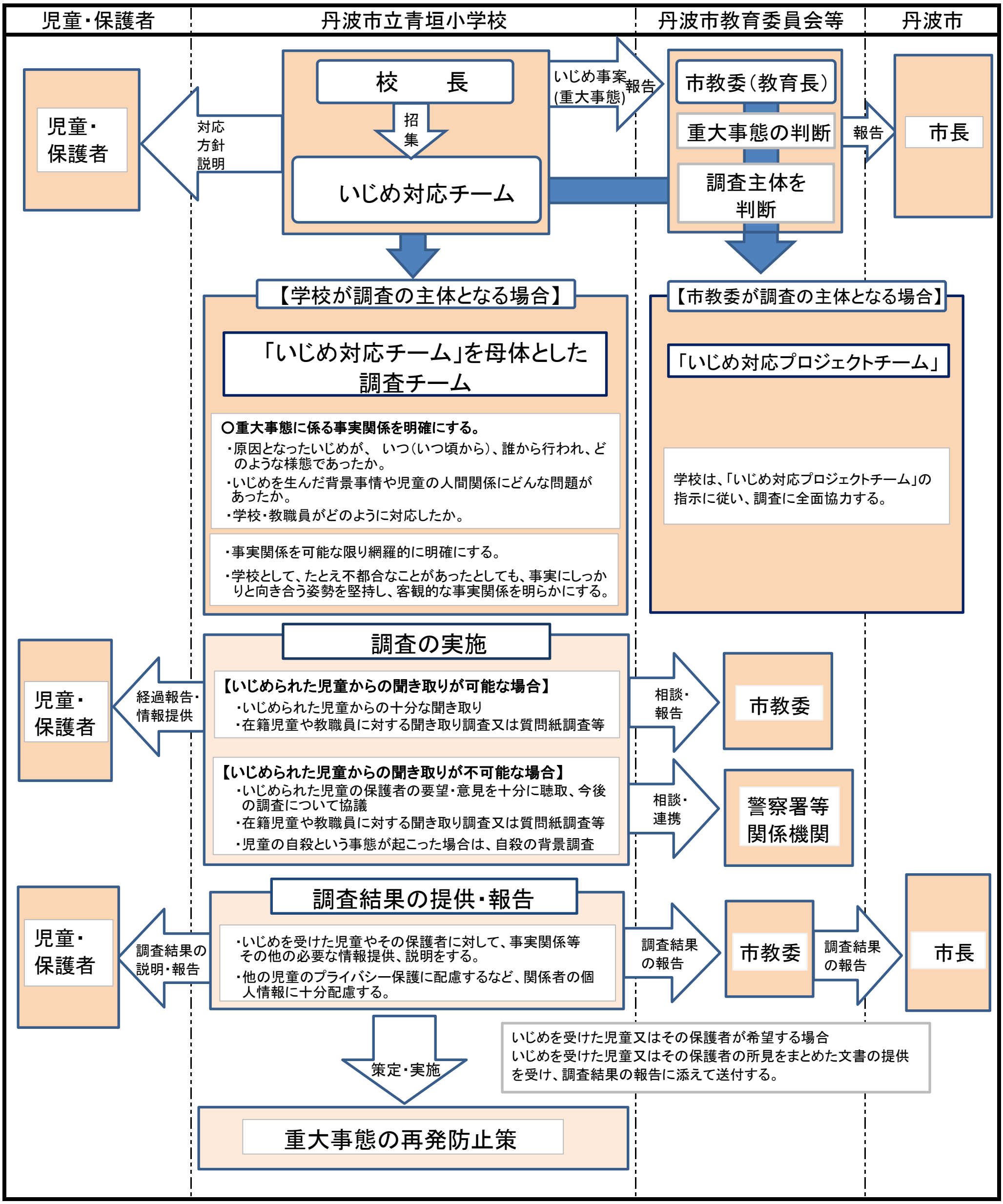
ウ　児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた。」という申立てがあったとき